

INDEX

- 家賃のお支払いなどに関するお問い合わせ先が変わりました
- 緊急連絡先届の提出について
- みんなで雪割り 春を呼ぼう
- 新入学児童のお父さんお母さんへ
- 入居者の皆さまが行う修繕範囲と内容について
- 家族構成に変更はありませんか？
- 家賃減免申請書の受付
- 収入認定の内容に変動があった場合について

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです！

<https://s-j-k.or.jp/>



札幌市内においても、新型コロナウイルス感染者が発生しています。入居者の皆さんにおかれましては、日常的な予防である咳エチケットや手洗いの徹底をお願いいたします。

家賃のお支払いなどに関するお問い合わせ先が変わりました

令和元年12月から、札幌市住宅管理公社のお問い合わせ先の一部が変更となりました。特に家賃のお支払いや駐車場使用料については、下記の連絡先となりますので、ご注意ください。

変更

家賃・駐車場使用料のお支払い、駐車場使用及び退去に関するお問い合わせ先 業務課 駐車場・収納担当係 ☎208-1280

変更なし

収入申告、家賃減免、世帯員の異動、保証人の変更等に関するお問い合わせ先 業務課 家賃係 ☎211-2355

変更なし

住み替えに関するお問い合わせ先 業務課 募集担当係 ☎205-3071

変更なし

模様替えや物品設置、迷惑行為、自治会に関するお問い合わせ先 管理課 管理係 ☎211-3385

緊急連絡先届の提出について

(対象：一人世帯／今年度は清田・南区内の団地、厚別区のうち もみじ台団地にお住まいの方が対象です)

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、すでに提出期限は過ぎておりますが、まだ提出されていない方は、郵送または集会所への提出をお願いいたします。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課 管理係

☎211-3385



みんなで雪割り 春を呼ぼう

雪解けが進むこの時期、街のあちらこちらで雪割りをする姿を目にするようになります。雪割りは春を呼ぶ雪国恒例の作業となっているようですね。

それと同時に、雪の中に埋もれていたゴミが目立つのもこれから の時期です。みんなで協力して除排雪、清掃しさわやかな汗をかいだ分、気持ちのいい春がおとずれます…！

- 団地前通路、団地内道路は日常の生活通路として使用するほか、緊急時には消防・救急車両等の通り道になります。住棟周辺の排雪作業にご協力をお願いします。
- 雪解け水や降雨で駐車場が水溜まりになることがあります。雪割り作業と一緒に排水溝の除雪、清掃も心がけましょう。
- ベランダに溜まっている氷や雪をそのままにしておくと、気温が上昇した時に水溜まりになることがあるので、小まめに取り除いておきましょう。
- 共用玄関とその周辺の清掃、緑地部分の草刈り、排水枠の清掃は意外と見落としがちです。ちょっとした気配りで、団地に綺麗な春を呼びましょう。



新入学児童の お父さんお母さんへ

もうすぐ新学期です。交通事故からお子さんを守るため、日頃からの安全教育を…。



■ 具体的に注意を

「危ないよ！」といった抽象的な言葉では子供にはわかりません。飛び出しや車のそばで遊ぶのが『なぜ危険なのか?』を、現場で教えましょう。

■ 物陰で遊ぶのが好き

子供は、車のそばや段ボール箱の中など物陰で遊ぶことがよくあります。しかし、車を運転する人からは気付かないので、物陰で遊ぶのが危険なことを教えましょう。

■ 大人のまねをする

良いことも悪いことも、大人や年上の子のまねをするのが子供です。大人のルール違反は良くありません。子供たちにとって身近なお父さんお母さんから模範となりましょう。

■ 単純にしか理解できない

「手をあげれば車は止まってくれる！」と子供は思いがち。『車が止まってから横断歩道を渡る。』など、正しく理解できるよう、教え方にも注意をしてみましょう。

■ 夢中になると忘れる

お父さんお母さんを道路の反対側に見つけたり、ポールを追いかけていると、車が通るのを忘れて、道路へ走って出てしまうことがありますので、充分注意しましょう。

■ 応用動作ができない

いつもの通学路では、信号をきちんと守って横断歩道を渡れても、いつもと違う道を通って帰ったり、友達と遊んでいたりすると、忘れてしまうことがあります。いつでも交通ルールを守れるようになるには、日頃からの繰り返しが必要です。

入居者の皆さまが行う修繕範囲と内容について

市営住宅の修繕のうち、入居者または自治会の費用負担で行っていただくものについては、「入居者募集のパンフレット」や入居説明会でお配りしている「市営住宅ガイド」にてお知らせしておりますが、お問い合わせも多く寄せられていますので、改めて皆さまにお知らせします。次ページの表をご確認ください。

なお、場合によっては、札幌市（指定管理者）の負担で修繕することがありますので、指定管理者にご連絡ください。

◎入居者の負担で修繕または取替えていただくもの(共用部分については、一部自治会負担で修繕または取替え)

項目	種別	内容
畳	畳表、畳床、畳縁	修繕・取替(結露によるものも含む)
建具	障子	枠、組子の修繕・取替
	ふすま	紙、中骨、枠の張替・修繕・取替
	戸(トイレ、各室)	引手、取手、戸車、レール、差錠の修繕・取替
	玄関ドア	錠前、鍵、防犯くさり、防犯レンズ、丁番、郵便受、牛乳受のふたの修繕・取替
	窓枠	戸車、レール、クレセントの修繕・取替
	全室ガラス、網戸	修繕・取替
壁、床、天井	部屋壁、床材、天井	張替・修繕・塗装(結露によるものも含む) (ただし、市の指定により行うものとする)
棚、台、カーテンレール、換気等	吊棚、その他の棚	修繕・取替
	流し台、洗面台、ガス台	清掃・修繕・取替
	カーテンレール	修繕・取替
	換気孔、FF排気筒	清掃・修繕・取替
	換気扇、レンジフード	清掃、スイッチ、ヒモ、ハネ、ケース、パンチングメタルの修繕・取替
	(煙突用)夏ぶた	取替
ガス設備	ガス栓	ゴムキャップの取替
給油設備	給油栓、ふた	給油コック、ふたの取替
給排水設備	給水栓(給湯含む)、止水栓、散水栓	カランの修繕、パッキン類(混合水栓のカートリッジを含む)の取替
	台所の排水	清掃、トラップ、目皿の修繕・取替
	洗面台の排水	清掃、目皿、栓(くさりを含む)の修繕・取替
	浴室の排水	清掃、目皿、浴槽の栓(くさりを含む)の修繕・取替
	ベランダの排水	清掃、目皿の修繕・取替
	洗濯機置場の排水	清掃、目皿、ゴム栓(くさりを含む)の修繕・取替
	トイレの排水、便器	清掃、便座、便座ゴム、便座取付金具の修繕・取替、便器の脱着
	紙巻芯棒	取替
	トイレロータンク	ボルタップ、レバー、ハンドル、フロートバルブ、くさりの修繕・取替
電気設備	電球、蛍光灯管	取替
	照明器具	修繕・取替(非常用照明の器具は除く)
	スイッチ、コンセント	修繕・取替
	ブザー、インターホン、押ボタン、プレート、ボックス等	修繕・取替
	テレビ用端子(室内ユニット)、プレート	修繕・取替
暖房器具	放熱器の空気抜きコック、バルブ	修繕・取替
	フィルター	清掃
熱交換器	フィルター	清掃・取替
屋外設備等	集合郵便受、室名札	付属金具(丁番、取手、扉等)の修繕・取替
	集合煙突	清掃(各消防署に問合せ)
	物干しフック	修繕・取替
	排水管(屋内含む)、側溝等	清掃(敷地内含め「札下」の枠まで)
	ベランダ仕切板	取替(火事等による緊急避難に伴う破損を除く)

(リース使用している器具の修理等は、各リース会社へお問い合わせください。)

お問い合わせ先

お住まいの団地の指定管理者にご連絡ください。

家族構成に変更はありませんか？

春は、卒業や新入学、就職、転勤などにより、家族構成に変更が生じることがあります。

家族構成に変更がある場合は、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へも申請(届)が必要です。

◎ 家族構成の変更内容について

- ① 同居者異動届⇒同居親族の死亡、退去、または出生があった場合。
- ② 同居承認申請⇒現在入居を許可された方以外の親族(子・親・配偶者など)を同居させようとする場合。
- ③ 入居承継承認申請⇒名義人が死亡、または離婚等により退去し、引き続き同居親族が住宅に住む場合。

※ 異動の事由が生じてから14日以内に申請書を提出しなければなりません。

◎ その他の変更内容について

- ① 連帯保証人変更申請⇒連帯保証人を変更する場合、および現連帯保証人の住所等に変更があった場合。
- ② 長期不在届⇒入居者全員が15日以上住宅を不在にする場合。

なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要なものがあります。また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前にお問い合わせください。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355

家賃減免申請書の受付

市住ニュースさっぽろ(令和2年1月号)でもお知らせしておりますが、家賃の減免期間が令和2年3月で満了し、引き続き減免を希望される方は、令和2年4月末日までに減免申請が必要です。

窓口が大変混雑することから、3月に早めの申請をお勧めします。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355

住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、4月23日(木)、24日(金)、27日(月)、28日(火)、30日(木)の5日間(土日祝日は除く)は、通常の午後5時15分を、午後7時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

収入認定の内容に変動があった場合について

2月上旬に送付した収入の認定通知書について、下記の事由により、世帯の収入が減少したときや控除に変動が生じたときは、『収入修正申告書』を提出することができます。

- (1) 退職又は事業を廃止したとき。
- (2) 転職や休職、雇用形態の変更(正職員から嘱託職員など)により収入が減少したとき。
- (3) 障がいの新たな認定や等級の変更があったとき。
- (4) 別居扶養者を新たに追加したいとき。
- (5) その他、一時的なものは除き、収入や控除に変動が生じたとき。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355